

**東久留米市教育振興基本計画（素案）に対する  
パブリックコメント一覧（募集期間：平成25年11月25日～12月16日）**

東久留米市教育委員会 教育部総務課 学校適正化等担当

| 整理番号 | ページ項目等                                | ご意見概要  | ご意見に対する対応方針等  | 受付番号<br>収受番号 |
|------|---------------------------------------|--|---|--------------|
| 1    | P24<br>4言語活動の充実、読書活動の推進【方向性】          | 現状では、学校司書は館内の環境整備をする程度で、司書教諭や図書ボランティアと連携を図る余裕もないと聞いている。学校司書配置の拡充について、現在の小学校4校に週2日配置を、来年度は全小学校に配置し、さらなる勤務時間の増加を期待する。  | 学校司書は、現在、小学校4校（第一小学校、第二小学校、第三小学校、第五小学校）に週2日配置している。残りの小学校9校については月1回、第三小学校に配置されている主任学校司書が巡回している。言語能力の向上のためには、学校図書館の活用が必要である。教育委員会としては、学校図書館のさらなる充実を図るために、学校司書配置の拡大について小学校への全校配置、さらには中学校への配置も目指して努力していきたい。 | 1-5          |
| 2    | P24<br>4言語活動の充実、読書活動の推進【方向性】          | 学校図書に蔵書管理システムを導入した件について、司書や司書教諭が在室していないと貸し出しができないという問題が新たに出てきているようだがどうなのか？   | 学校によって、図書館の開放時間帯が異なり、昼休みや放課後において、図書委員や教員が貸し出しを行っている。蔵書管理システム導入1年目ということもあり、コンピュータの不具合等が発生した場合、対応に時間がかかってしまうことにも配慮して、教員が在室していないと貸し出しをしない学校もあった。今後子供たちが、蔵書システムの貸し出し操作に慣れてくれば、より一層活用され読書への関心も高くなると思われる。     | 1-5          |
| 3    | P26<br>P34<br>8情報モラル教育の推進<br>9防災教育の推進 | 教育現場である教員や教育委員会だけでは、「情報モラル教育の推進」、「防災教育の推進」などの課題について、教育目標の達成は難しいと考える。地域社会（東久留米市民）の協力を最大限得ながら教育目標を達成していただきたいと思う。そのために、多くの情報を公開していくことで市民の賛同・協力を得ることができるのではないだろうか。次世代を担う大切な子どもたちのためにぜひ教育振興基本計画がより良いものになるよう願っている。 | 地域に関われた学校づくりについては、これまでも学校評価や学校の教育活動への協力という形で様々な地域住民の方から御協力をいただいている。また、地域の伝統芸能や地域における農業等の産業等で、関係する方々からゲストティーチャーとして、ご指導もいただいている。学校が地域に根差し、地域に関われた教育を進めていくためには、地域との連携は欠かせないものである。今後も地域に関われた学校づくりを進めていきたい。  | 2-6          |

| 整理番号 | ページ項目等  | ご意見概要   | ご意見に対する対応方針等   | 受付番号<br>収受番号 |
|------|---|---|--|--------------|
| 4    | P35<br><br>1学習・交流の機会の提供と環境の整備                 | <p>「生涯学習社会の構築」の目標に「…今後も進展が見込まれる少子高齢化を踏まえれば、その必要性は疑義の及ばないところです。…」とあるが、学習や交流の場を求めている市民とはどのような世代を想定しているのか？</p> <p>生涯学習に取り組まない理由について、内閣府が行った「生涯学習に関する世論調査」に同調している記述となっているが、「きっかけ」づくりや取り組まない理由の詳細を東久留米市で再調査はしないのか？この内閣府の調査をそのまま踏襲しただけでは、課題解決の糸口を見つけるのは難しいのではないのか？</p>                            | <p>教育基本法によれば、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定義付けしているように、その対象は広く市民と考えている。</p> <p>引用している調査結果の表は、概ね毎年度実施している「市の施策成果アンケート調査報告書」であり、市民の暮らしや市政全般を網羅する設問となっているため、理由や動機をお聞きするという内容にはなっていない。ご指摘の世論調査については、都市規模別においても地域ブロック別においても全国ほぼ同様の結果（数値）となっており、その傾向は本市にも該当するものと考えている。</p>               | 2-6          |
| 5    | P39<br><br>「図書館事業の充実」<br><br>3資料・情報提供の充実と学習支援 | <p>図書館事業の充実について、公立図書館の価値は、蔵書数や検索システムの効率化だけで決められるものではない。</p> <p>利用点数が低い原因を「読書離れ」に言及しているようにも感じられるが、そうは言い切れない。何故ならば、新刊書は世間にあふれ、人気作家の新刊発売日には若者も書店に行列しているのがニュースとなっている。</p> <p>ベストセラー本を追従するのではなく、専門家の目で良書を取捨選択して市民に提供することが公共図書館の価値を示すのではないのか。</p> <p>本物を見極められるスタッフを育成することが真の図書館事業の充実でないのかと思う。</p> | <p>図書館は市民の教養と文化の向上を図るため、図書館法に基づき設置している。設置目的を果たすために、選書や提供資料の編成は重要な仕事となっている。「東久留米市立図書館条例」では、図書館に専門的職員を置くこと、館長は図書館法に規定された司書の資格を有する者又は図書館業務を行うに十分な資質を有する者でなければならないとしており、職員の専門性の確保には特段の配慮をしている。</p> <p>計画では、生涯学習の中核施設として、資料・情報提供の充実を掲げており、学習支援、地域資料の保存、子ども読書活動の推進のいずれの事業においても、専門性を備える職員の働きは重要であると考えている。「市民と共に歩む図書館をめざして」（平成22年9月）が示す「図書館員はアドバイザーでありプランナー」という職員の配置や研修に努めていく。</p> | 2-6          |

| 整理<br>番号 | ページ<br>項目等                                 | ご意見概要  | ご意見に対する対応方針等  | 受付番号<br>収受番号 |
|----------|--|--|---|--------------|
| 6        | P16<br>～P17<br><br>3いじめと不登校等への対応の充実【現状と課題】 | <p>○【現状と課題】の図5[いじめの件数]について</p> <p>①実態の掴み方が甘い。</p> <p>②テレビの報道番組では、いじめた人、いじめられた人ともに90%の経験があると調査していた。(教室にて挙手による方法で)国全体の統計でも90%が実情だ。</p> <p>③P17の図5[いじめの件数]の調査方法はどうか？</p> <p>④実態の把握から解決が生まれると思う。</p> <p>○私見として<br/>学校へ通うその目標とは、教養を身に付けることであると思う。(教養とは、学問・知識等で養われた心の豊かさ、品位、人格、鍛錬された身体と健康等)<br/>人は交流により人格を高めていくものだ。その交流のための発言の素が教養だと思う。</p> <p>この目標がしっかり自覚されていれば、いじめたり、いじめられたりしている暇は無いはずだ。<br/>教師の方々等も、自信を持って知識と情熱ある指導で、良い学校へ仕上げしてほしい。</p> | <p>①[いじめの件数]について実態の掴み方が甘い。</p> <p>本市教育委員会では、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」並びに東京都教育委員会「『ふれあい(いじめ防止強化)月間』の実施及び実施後の調査」「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」における各学校の回答結果を資料とし、認知されたいじめの具体的内容について各学校の管理職等から実態の聞き取りを行い、学校が組織的かつ計画的にいじめの解決を進めるよう助言している。</p> <p>また、認知されたいじめの指導状況の内容および経過について各学校が提示した様式に記載し、定期的に報告することとしている。このことにより、各学校と教育委員会とが認知されたいじめの実態について具体的な共通認識をもち、認知されたいじめへの早期対応・早期解決に向けて各学校と連携しながら取組を進めている。</p> <p>③図5[いじめの件数]の調査方法はどうか。</p> <p>いじめの件数の調査については、上記の各調査における回答結果並びに本市教育委員会へのいじめ指導状況の報告内容を精査し、文部科学省「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえて、正確な件数の把握に努めている。不登校(長期欠席児童・生徒)についても、それぞれ個別の対応が必要になる。いじめや不登校の問題の解決のために他市に先駆けて、スクールソーシャルワーカーの派遣事業を立ち上げ、スクールソーシャルワーカーの活用促進を図っている。</p> <p>今後もこの事業の一層の充実を図ることがいじめや不登校対策において重要であると考えている。</p> | 3-7          |